

鴻巣市放課後児童クラブ  
設置・運営事業者募集要項  
(令和9年4月開所)

令和7年7月

鴻巣市こども未来部こども応援課

# 目次

1	公募内容	1
	(1) 開所日	
	(2) 施設概要	
	(3) 募集数及び地域	
2	応募資格	2
3	施設整備及び運営等に関する基本的条件	4
4	公募・審査スケジュール	6
5	事前相談	7
6	応募書類の提出	8
	(1) 提出書類一覧	
	(2) 提出部数	
	(3) 提出日時及び場所	
	(4) 提出書類の取り扱い	
	(5) 費用負担	
7	質疑及び回答	10
	(1) 質疑の方法	
	(2) 質疑受付期間	
	(3) 受付場所	
	(4) 回答の方法	
8	事業予定者の選定方法等	11
	(1) 選定方法	
	(2) 選定基準	
	(3) 選定結果	
	(4) 結果の公表	
	(5) その他	

## はじめに

鴻巣市では、公設の放課後児童クラブを16施設、民設民営の放課後児童クラブを7施設開設しています。

現在の鴻巣市内の放課後児童クラブの利用状況については、待機児童は発生していませんが、近年、松原小学校区及び下忍小学校区の2地区において放課後児童クラブの需要が特に増加しており、令和9年度以降、需要に対する放課後児童クラブの定員数の不足が見込まれています。そこで、待機児童の発生が危惧される2地域における対策として、放課後児童クラブの整備、運営を行う事業者を広く募集します。

## 1 公募内容

### (1) 開所日

令和9年4月1日（厳守）

### (2) 施設概要

施設種別	放課後児童クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項による放課後児童健全育成事業）
定員	80名（2支援単位） （1支援の単位を構成する児童数は40名を上限とする） 小学校1年生～6年生を対象とすること
開室時間	平日は放課後から3時間以上 学校休業日及び土曜日は8時間以上 延長保育時間を定める場合は、開室時間を超える時間で提案すること
休室日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月2日、3日及び12月29日から12月31日までの日 ただし休日保育の実施を妨げるものではない

### (3) 募集数及び地域

#### ア 募集数

募集地域①、②において各1箇所（計2箇所）

※どちらか一方のみの応募も可

#### イ 募集地域

- ① 松原小学校区
- ② 下忍小学校区

整備地については、低学年が小学校から徒歩で登室することができる距離（小学校周辺約500m）が望ましい。ただし、小学校からの距離に関わらず、登室経路や施設の周辺環境等を総合的に勘案し、児童の安全が確保されていることとする。また、事業者が送迎車両を整備し、平日に学校⇄放課後児童クラブ間の送迎を行う場合においては、学区内に限りその範囲を超えて整備することを可とする。

※半径約500mの範囲については、別添地図を参照

## 2 応募資格

本公募に応募できる事業者は、民間放課後児童クラブの運営を希望する者で、かつ、次の（１）～（５）の要件をすべて満たす法人とする。

- （１） 放課後児童健全育成事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を視野に入れ、施設の運営を適切に行う能力を有すること
- （２） 鴻巣市の放課後児童クラブを十分理解し、休日保育の実施など市が行う放課後児童クラブに関する事業について積極的に協力できること
- （３） 原則として、応募日時点において3年以上の法人運営実績を有すること
- （４） 以下のいずれかに該当すること
  - ① 放課後児童健全育成事業を1年以上運営していること
  - ② 児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所、または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のいずれかを3年以上運営していること
  - ③ 児童福祉法第40条に該当する児童厚生施設である児童館を1年以上運営していること

(5) 次のいずれかに該当する法人ではないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があったもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定により、本市における一般競争入札及び指名競争入札の参加を制限されているもの

ウ 鴻巣市から入札参加停止の措置をうけているもの

エ 地方自治法第244条の2第11号の規定により指定管理者の指定の取消しを受けたことがあるもの

オ 国税及び地方税及び水道料金、下水道使用料を滞納しているもの

カ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

キ 法人その他の団体の役員に次のいずれかの者が含まれているもの

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間の者

（ウ）暴力団員又はその利益となる活動を行う者

### 3 施設整備及び運営等に関する基本的条件

施設整備に関しては、以下の法令等及び条件を遵守するものとする。

- (1) 応募までに、応募事業者自らが、近隣住民等に対する放課後児童クラブの整備・開設に係る周知・説明を行う。なお、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において対応すること。
- (2) 整備予定地については、原則自己所有とするが、借地（地上権または賃借権を設定・登記する）でも可能とする。その場合は、応募までに地権者の合意を得ることとし、応募時には賃貸借契約若しくはその予定契約を締結していること又は貸主との間で契約を締結することの合意を得ていることがわかる書類を提出するものとする。
- (3) 施設整備については、新設若しくは既存建物（改修含む）の使用により整備することを条件とし、開所後の運用において、賃借料が発生しないこと。また、施設整備にあたっては、市から指導があった場合は、これに従うこと。

※施設整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、建設、外構工事、給水装置の新設等の分担金ほか一切を含む。）は事業者の負担とする。

※新設整備若しくは既存建物の改修を行う場合で、当該事業が、子ども・子育て支援施設整備交付金等の対象事業として採択された場合は、補助金が交付される。ただし、補助金を申請する場合は、補助金の内示前（令和8年4月初旬頃）に整備事業に着手することはできない。

※補助金を申請する場合は、子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱に定める申請書様式1別紙（1）および別紙（2）を12月25日までに市へ提出すること。

- (4) 補助金を活用し施設整備のための工事請負契約等を行う場合は、契約の透明性及び公平性を確保するため、市の契約手続きに準拠した取扱いにするなど、適切な入札を実施すること。
- (5) 次の事項を遵守して施設整備を行うこと。
  - ① 周辺環境を考慮し、安全に配慮した放課後児童クラブとして施設整備を行うこと。

- ② 専用区画の他に、手洗い場、台所設備、トイレ、下駄箱、ランドセルロッカーのほか、体調の悪い時等に静養できるスペース、事務スペース等が備わっているとともに、維持のために必要な施設、設備の修繕や保守点検を行うこと。
  - ③ 児童の保健衛生上必要な日照、採光及び換気等に十分に配慮された建物であること。
  - ④ 送迎の際に保護者が一時的に利用する駐車場及び駐輪場が確保されていること。
  - ⑤ 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区別をすること。
- (6) 施設の整備及び運営にあたり、以下の法令等を遵守すること。また、これらを所管する関係機関と事前に十分協議を行うこと。
- ① 児童福祉法
  - ② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
  - ③ 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第34号）
  - ④ 鴻巣市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成29年告示第94号）
  - ⑤ 放課後児童クラブ運営指針
  - ⑥ 埼玉県放課後児童クラブガイドライン
  - ⑦ 都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令
  - ⑧ 埼玉県福祉のまちづくり条例、埼玉県建築物バリアフリー条例
  - ⑨ その他関係法令等
- (7) 整備計画地の周辺に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される営業所が所在している場合、当該営業所の経営者等とトラブルになる恐れがあるため、計画地が繁華街に所在している場合は、周辺に該当する営業所がないか、あらかじめ確認を行うこと。
- (8) 入所児童の選考は、選考基準に基づき事業者において実施すること。なお、選考基準については、国通知「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留

意事項について」及び鴻巣市の入室選考基準等を踏まえて事業者が作成し、市の確認を経ること。入室の申請受付および入退室に関する事務は事業者が行うこと。また、利用者負担額やおやつ代、傷害保険料等の費用は公立の放課後児童クラブと同等の水準で事業者が設定し、自らが徴収を行うこと。

- (9) 放課後児童クラブの運営について、地域の方々に十分理解を深めてもらうとともに、地域との関わり、地域への貢献を考慮した上、良好な関係を築くよう対応すること。

#### 4 公募・審査スケジュール

募集要項の配布	令和7年7月7日(月)～9月3日(水)
事前相談期間	令和7年7月7日(月)～9月3日(水)
質疑受付	令和7年9月4日(木) ～9月9日(火)午後5時
質疑回答	令和7年9月16日(火)
応募期間	令和7年9月24日(水) ～9月30日(火)午後5時
選考期間 (ヒアリング審査含む)	令和7年10月1日(水) ～10月14日(火)
選考結果通知	令和7年10月16日(木)
子ども・子育て支援施設 整備交付金申請書類の 提出期限	令和7年12月25日(木)
開所	令和9年4月1日(木)

※上記スケジュールは変更になる可能性があります。

## 5 事前相談

本公募に応募する事業者は、必ず事前相談を行うこと。

応募を検討している事業者は、別添の「事前相談シート」に記載のうえ、電子メール又は直接持参で提出すること。電子メールの場合の件名は「放課後児童クラブ事前相談（事業者名）」とする。なお、電子メールでの提出の場合は、必ず電話で到着確認をすること。

窓口での事前相談を希望する場合は、あらかじめ日程等を予約すること。

整備地及び物件等が要件を満たさないと判断した場合、公募の申請は認めないものとする。

### (1) 受付及び相談期間

令和7年7月7日（月）～9月3日（水）午後5時

### (2) 受付場所

鴻巣市中央1-1 新館1階8番窓口

こども未来部こども応援課 放課後児童担当

メールアドレス：kodomocity.kounosu.saitama.jp

## 6 応募書類の提出

### (1) 提出書類一覧

※募集地域ごとに提出すること。

	書類	備考・様式
1	応募申込書	様式第1号
2	誓約書	様式第2号
3	法人定款の写し	代表者の原本証明を付すこと
4	法人登記履歴全部事項証明書	応募から3か月以内に発行された原本
5	法人に係る調書 (※事前相談の際に添付)	様式第3号
6	法人の決算書(貸借対照表、損益計算書、個別注記表、財産目録、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書を含む)	直近3年分の決算書類
7	(国税)納税証明書(その3の3)、 (県税)滞納額がないことの証明書 (市税)未納税額のないことの証明書	応募から3か月以内に発行された原本
8	放課後児童クラブ運営にあたっての 考え方	様式第4号
9	計画概要書	様式第5号
10	開設までのスケジュール (様式は任意)	設計、施工、工期、職員採用、研修等を明記
11	施設整備計画書 (様式は任意)	各小学校からの案内図、配置図、平面図、 施設概要 借地の場合は賃貸借契約書若しくは予定契約書等
12	近隣住民等説明状況報告書	様式第6号
13	整備資金計画書	様式第7号
14	その他必要な資料等	その他市長が必要と認める書類等

(2) 提出部数

正本1部、副本9部、電子媒体(CD-R)1部

提出書類は、ファイル(A4・縦型・左綴り)に綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、提出書類ごとにインデックスを付して提出のこと。

(3) 提出日時及び場所(※郵送も可)

《提出日時》

令和7年9月24日(水)～9月30日(火)午後5時 まで

(郵送の場合は9月30日(火)午後5時まで必着)

《提出場所》

〒365-8601 鴻巣市中央1-1

鴻巣市役所 新館 1階8番窓口

こども未来部こども応援課 放課後児童担当

(4) 提出書類の取り扱い

①提出書類は返却しない。

②提出書類は、鴻巣市情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。

※原則として、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。

(5) 費用負担

本公募に関し必要な費用は、応募事業者の負担とする。

## 7 質疑及び回答

本公募に関する質疑は、次のとおり受け付ける。

### (1) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添の「質疑書」に記載のうえ、電子メール又は直接持参で提出すること。電子メールの場合の件名は「放課後児童クラブ 募集質疑（事業者名）」とする。なお、電子メールでの提出の場合は、必ず電話で到着確認をすること。

### (2) 質疑受付期間

令和7年9月4日（木）～9月9日（火）午後5時

### (3) 受付場所

鴻巣市中央1-1 新館1階8番窓口

こども未来部こども応援課 放課後児童担当 宛

メールアドレス：[kodomo@city.kounosu.saitama.jp](mailto:kodomo@city.kounosu.saitama.jp)

### (4) 回答の方法

提出された「質疑書」に対する回答は、令和7年9月16日（火）に市ホームページに掲載する。質問者に対する個別回答は行わない。

## 8 事業予定者の選定方法等

### (1) 選定方法

事業予定者の選定は、提出書類により審査後、必要に応じてヒアリング審査を実施し、最終的に市長が決定する。

### (2) 選定基準

下記の事項を重視して審査を行う。

審査項目	審査ポイント
事業者の理念	放課後児童健全育成事業に対し、熱意と理解があること。 市のこども行政を熟知し、市に関する事業に関し、積極的に協力できる運営ができること
組織運営	これまでに法人として放課後児童健全育成事業やこれに類する事業の十分な運営実績を有していること。 法令等の基準に基づき、適切な組織運営ができていること。
財政運営	安定した事業経営を継続できる経営基盤・経営能力が備わっていること。 今回の事業に対し、資金計画が無理のないもので、健全かつ安定した計画となっていること。
事業運営	入所児童の定員数が充足していること。 開室日・時間等が確保されていること。 計画的な職員採用や人材育成を行い、質の高い職員が確保されていること。
事業計画	事業内容計画や過去の実績等を総合的に勘案し、質の高い事業が継続的に行うことができること。 利用児童及び保護者の利便性や満足度向上のための自主事業の実施や提供サービス等が行うことができること。 将来を見据えた事業計画であること。
施設計画	事業計画地の施設整備の見通しが確実であること。 専用区画の面積や配置等が適正で、駐車場等を十分に備えていること。 立地（学校からの距離、周辺環境等）が優れていること。 近隣住民等への説明を適切に行い、同意が概ねとれていること。

(3) 選定結果

選定結果は、応募事業者へ令和7年10月16日（木）を目途に通知する

(4) 結果の公表

結果の公表については、市ホームページに掲載する

(5) その他

- ①事業予定者決定後の計画変更は原則として認めない。ただし、サービスの向上につながるものや施設整備の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議のうえ、認める場合がある。
- ②事業予定者決定後でも、法令等により事業計画が見込まれないなど、施設整備・運営が困難と市が判断した場合や計画が著しく変更された場合には、事業予定者としての決定を取り消すことがある。